

1 目的等

一般財団法人少林寺拳法連盟(以下「本法人」という。)は、わが国における少林寺拳法の大会・演武会等を統轄する団体として、創始者宗道臣によって創設された少林寺拳法(以下単に「少林寺拳法」という。)の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達及び公益の増進に寄与することを目的としている。

その目的を達成するため、一般財団法人として次の事業(以下「本事業」という。)を行っている。

- (1) 少林寺拳法の普及及び指導
- (2) 少林寺拳法における指導者の養成
- (3) 少林寺拳法に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣
- (4) 個人または団体会員の承認に関する事
- (5) 会員に対する指導、助言
- (6) 少林寺拳法に関する調査、研究
- (7) 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行
- (8) 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
- (9) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

本法人は、本事業を推進するにあたり、本法人の役職員、指導者等の関連当事者(以下「本法人役職員等」という。)と本法人との間で生じ得る利益相反を、以下のように適正に管理する。

- (1) 本法人は、本法人役職員等が安心して取り組むことができる透明性の高い本事業を推進するため、利益相反管理体制を構築し、継続的に運用する。
- (2) 本法人は、利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを本法人役職員等が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
- (3) 本法人は、本法人役職員等に対して利益相反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。

2 利益相反取引該当性

本法人では、本法人が本法人と取引を行う者(以下「取引相手」という。)との取引において、以下(1)ないし(3)の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、理事会による審議の対象とする。

- (1) 本法人が契約当事者となる取引
- (2) 対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 取引の相手方が次の①～④に該当する取引
 - ① 本法人役職員等、その配偶者又は同居の親族
 - ② 本法人役職員等、その配偶者又は同居の親族が役員(会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事)となっている法人

- ③本法人役員等、その配偶者又は同居の親族が株式または持分の20%以上を保有している法人
- ④本法人役員等が現在又は過去に雇用されまたは所属したことがある会社又は団体

3 利益相反の判断基準

本法人役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、理事会は、本法人としてこれを許容できないものと判断する。

本法人役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、以下のとおりとする。

- (1)本法人役員等が、本法人の職務に対して個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2)本法人役員等が、本法人における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合
- (3)当該取引により、本法人の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

附則 本規程は、2024年4月1日から施行する。

以上